

令和8年2月三木市教育委員会（定例会）会議録

1 開催日程

- (1) 開 会 令和8年2月20日（金）午後2時
- (2) 閉 会 令和8年2月20日（金）午後3時25分

2 場 所 三木市役所 5階 大会議室

3 議事日程

- 第 1 会議録署名委員の指名について
- 第 2 会議録の承認について
- 第 3 会議の公開・非公開の決定について
- 第 4 第12号議案 三木市立幼稚園の管理運営に関する規則の一部を改正する規則の制定について
- 第 5 第13号議案 「第4期三木市教育振興基本計画」の策定について
- 第 6 第14号議案 令和8年度三木市教育の基本方針について
- 第 7 協議事項21 三木市立保育所条例施行規則の一部を改正する規則の制定について
- 第 8 協議事項22 三木市立認定こども園規則の一部を改正する規則の制定について
- 第 9 協議事項23 三木市保育教諭等修学資金貸与条例施行規則の一部を改正する規則の制定について
- 第10 協議事項24 三木市教育委員会特定個人情報等取扱規程の一部を改正する訓令の制定について
- 第11 協議事項25 三木市教育委員会の保有する個人情報の適切な管理のための措置に関する規程の一部を改正する訓令の制定について
- 第12 報告事項 三木市中央公民館等複合施設事業者選定に係るプロポーザル審査結果について
- 第13 報告事項 三木市教育委員会顕彰規則に基づく被顕彰者の決定について
- 第14 報告事項 三木市教育委員会顕彰規則に基づく被顕彰者の決定について
- 第15 報告事項 各課（室）の所管事項について
- 第16 その他
- 第17 次回定例会の開催日程について

4 出席者

教 育 長	大 北	由 美
委 員	石 井	ひろ美
委 員	梶	正 義
委 員	稻 見	秀 行
委 員	西 岡	愛

5 欠席者 なし

6 事務局出席者

教 育 総 務 部 長	森 田	眞 規
教 育 振 興 部 長	山 口	正 明
教 育 総 務 課 長	田 中	栄 一
教 育 施 設 課 長	大 塚	芳 徳
生 涯 学 習 課 長	大 西	武 宏
図 書 館 長	河 端	康
文 化 ・ ス ポ ー ツ 課 長	大 西	良 門
学 校 教 育 課 長	武 内	克 朗
教 育 セ ン タ ー 所 長	小 池	宏 尚
小 中 一 貫 教 育 推 進 室 長	仲 谷	淳
教 育 ・ 保 育 課 長	荒 田	知 宏
人 権 推 進 課 長	藤 田	英 子
こ ど も 福 祉 課 長	小 田	康 輔
教 育 総 務 課 係 長	三 觜	牧 恵
教 育 総 務 課 主 任	富 岡	憲 登

7 傍聴者 なし

開 会

教育長が、令和8年2月三木市教育委員会定例会の開会を宣言した。

日程第1 会議録署名委員の指名について

教育長が、三木市教育委員会会議規則第28条の規定により、本日の会議の会議録署名委員に、稲見委員及び西岡委員を指名した。

日程第2 会議録の承認について

教育長が、令和8年1月定例会（19日開催）及び臨時会（30日開催）の会議録について委員に諮り、定例会の「第4期三木市教育振興基本計画」に対する発言内容について修正を求める発言があった。教育長が、このことについて委員に諮り、一部修正の上、承認された。

日程第3 会議の公開・非公開の決定について

教育長が、議事の進行について委員に諮り、公開で審議することを決定した。

日程第4 第12号議案 三木市立幼稚園の管理運営に関する規則の一部を改正する規則の制定について

○荒田教育・保育課長が次のように説明した。

三木市立幼稚園の管理運営に関する規則の一部を改正する規則の制定について、三木市教育委員会の権限に属する事務の一部の教育長への委任等に関する規則第2条第1項第2号の規定により、委員会の議決を求める。

まず、改正理由については、給食材料費の価格高騰による給食費等の見直しに伴い、規則に定める金額を改める必要があるためである。

また、様式についても、実情に即した改正を必要とするためである。

次に、改正内容については、おやつの提供に要する費用を30円から50円に増額し、様式については文言等の修正を行う。

施行期日については、令和8年4月1日である。

教育長が第12号議案について採決を行い、原案のとおり可決された。

日程第5 第13号議案 「第4期三木市教育振興基本計画」の策定について

○田中教育総務課長が次のように説明した。

「第4期三木市教育振興基本計画」を策定することについて、三木市教育委員会の権限に属する事務の一部の教育長への委任等に関する規則第2条第1項第1号の規定により、委員会の議決を求める。

計画策定に向けた取組については、三木市教育振興基本計画検討委員会を組織し、協議を行ってきたものの、当該協議内容については、事前に教育委員会会議で協議し、その意見等を踏まえた上で検討委員会に臨んできた。

また、検討委員会の協議結果についても、直後の教育委員会会議において報告し、取組及び進捗の状況を共有してきた。

このたび、1月26日に最終回となる第4回検討委員会を開催し、第4期三木市教育振興基本計画の最終案を提案した。本最終案は、令和7年11月末にパブリックコメントを実施した計画案の内容から変更はなく、また、当日の検討委員会においても、変更、修正等はなく、内容について承認を得た。

このため、最終案のとおり計画を策定したいと考えている。

教育長が第13号議案について採決を行い、原案のとおり可決された。

日程第6 第14号議案 令和8年度三木市教育の基本方針について

○武内学校教育課長が次のように説明した。

令和8年度三木市教育の基本方針について、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第25条第2項第1号及び三木市教育委員会の権限に属する事務の一部の教育長への委任等に関する規則第2条第1項第1号の規定により、委員会の議決を求める。

1月定例会から変更のあった箇所について、6点説明する。

1点目、冊子を開いて右側のページの中ほどにある「全ての子どもが今を幸せに感じる学校園所づくり」について、石井委員から「表現が抽象的で分かりにくい」という意見があった。そこで、2段落目の3つ目の文章を、「その全ての子どもたちにとって居場所があり、毎日の充実した学びをとおして、『今』を幸せに感じるができる」に修正した。また、「学校園」を「学校園所」に修正した。

2点目、観音開きを開いた中央の下にある「コミュニティ・スクールの取組の推進」について、稲見委員から「タイトルには『コミュニティ・スクール』とあるが、文章中には『学校運営協議会』とあり、学校運営協議会とコミュニティ・スクールが同じ意味であるように読めるため、

『学校運営協議会』を設置した学校が『コミュニティ・スクール』であることが分かるような説明や図を入れてはどうか」という意見があった。そこで、全体のレイアウトやバランスを考慮し、二次元コードを用いて、コミュニティ・スクールの説明を入れることとした。

3点目、同じく中央、中ほどの「人権教育・啓発の充実」の「総合隣保館文化祭人権劇」の写真を令和7年度のものに差し替えた。なお、令和7年度の人形劇は、志染保育所ができるまでの地域住民の取組に関する内容であった。

4点目、同じく中央、上の「生涯学習活動の推進」について、1月定例会資料ではタイトルを「公民館等を活用した生涯学習活動の推進」としていたが、これについて稲見委員から、「生涯学習を進めるのは公民館に限られたことではなく、図書館や総合隣保館など、さまざまな施設があるので、それが分かるような表現がよいのではないか」という趣旨の意見があった。また、オンライン講座については、「環境が整ったため実際に開催するのか、それとも開催をめざしていくのか、読み手にとって誤解のないような表現がよいのではないか」という趣旨の意見があった。そこで、記載のとおり、「自主学習グループの育成及び立上げを支援」「自主的に活動できる場を提供」「オンライン講座の開催を進める」と、タイトル及び文章表現を全体的に見直した。

5点目、その下の「多様な学びの機会の提供」について、1月定例会資料では、高齢者大学の学生による小学校での出前授業の様子の写真を使用していたが、石井委員から「文章表記の内容と写真の内容が一致していないのではないか」といった趣旨の意見があった。そこで、写真を高齢者大学で「三木合戦軍図絵解き」を受講生が学んでいる様子の写真と差し替えた。

6点目、裏表紙の各種相談窓口のうち、左下のこどもサポートセンターによる「子育て支援」について記載している箇所において、二次元コードを差し替え、相談窓口がより分かりやすいページへとアクセスできるよう修正した。

修正箇所は以上である。

教育長が第14号議案について採決を行い、原案のとおり可決された。

日程第7 協議事項21 三木市立保育所条例施行規則の一部を改正する規則の制定について

○荒田教育・保育課長が次のように説明した。

まず、改正理由については次の3点である。

1点目については、子ども・子育て支援法等の一部を改正する法律により児童福祉法において、乳児等通園支援事業が市町村による認可事業として位置付けられたことから、乳児等通園支援事業の実施に関する規定を定める必要があるため。

2点目については、給食材料費の価格高騰等による給食費の見直しに伴い、規則に定める金額を改める必要があるため。

3点目については、その他職員の配置について実情に即した改正を必要とするため。

以上の3点である。

次に、改正内容について3点説明する。

1点目、第4条の「用務員」を「その他必要な職員」に改めた。

2点目、第7条の給食の提供に要する費用について、主食の提供に要する費用を月額600円から900円に、副食の提供に要する費用を4,600円から5,500円に変更した。なお、副食費を市単独で全額補助しているため、実際の保護者負担については、主食の提供に要する費用として月額300円の増額となる。

3点目、第14条について、乳児等通園支援事業を実施するために必要な事項を規定した。なお、利用料は1時間300円である。

以上の3点で、施行期日は令和8年4月1日である。

(西岡委員) 「その他必要な職員」とはどのような職員か。

(荒田教育・保育課長) 現状、用務員を保育所に配置していないことから、文言を改めるものである。

(山口教育振興部長) 医療的ケア児に対応する看護師などの職員を想定している。

(石井委員) 用務員がいないのに、なぜ記載があったのか。

(荒田教育・保育課長) 規則に定めた経緯については承知していない。しかしながら、現時点で用務員を配置していないことから、実情に合わせて修正するものである。

(大北教育長) 本案件については補助執行に関するものであるため、教育委員会での議決は行わず、市長名で交付されることとなる。

日程第7 協議事項22 三木市立認定こども園規則の一部を改正する規則の制定について

○荒田教育・保育課長が次のように説明した。

まず、改正理由について2点説明する。

1点目、子ども・子育て支援法等の一部を改正する法律により児童福祉法において、乳児等通園支援事業が市町村による認可事業として位置付けられたことから、乳児等通園支援事業の実施に関する規定を定める必要があるため。

2点目、給食材料費の価格高騰等による給食費の見直しに伴い、規則に定める金額を改める必要があるため。

以上の2点である。

次に、改正内容について2点説明する。

1点目、第13条の主食の提供に要する費用を月額600円から900円に変更する。また、1号認定こどもの副食の提供に要する費用を3,590円から4,220円に、2号認定こどもの副食の提供に要する費用を4,600円から5,500円に変更する。なお、1号認定こどもと2号認定こどもで金額が異なるのは、2号認定こどもには夏休み及び冬休みに給食を提供することから、当該休み期間の提供費用を含んでいるためである。

2点目、第20条に乳児等通園支援事業を実施するために必要な事項を、第21条で利用料をそれぞれ定めた。なお、利用料は1時間300円である。

3点目、別表の一時預かりの給食及びおやつ提供について、給食については1回230円から270円に、おやつについては1回30円から50円にそれぞれ変更した。

以上3点で、施行期日は令和8年4月1日である。

(大北教育長) 本案件については補助執行に関するものであるため、教育委員会での議決は行わず、市長名で交付されることとなる。

日程第7 協議事項23 三木市保育教諭等修学資金貸与条例施行規則の一部を改正する規則の制定について

○荒田教育・保育課長が次のように説明した。

まず制度について説明する。本事業は、保育教諭などをめざして大学又は専門学校に進学し、卒業後、市内の認定こども園などで勤務する学生に対し、充実した学生生活を送ることができるよう修学資金を貸与する制度である。貸与額は、1人当たり年間30万円を最長2年、最大で計60万円である。また、市内の認定こども園などで5年間勤務すると返済が免除される。

次に、改正内容について3点説明する。

1点目、貸与の方法について、第4条第1項後段において、新たに修学生となった者の最初の振込日を「別に定める」としていたが、同規定を第2項とした上で、同項に貸与を停止した後に再開した際の振込日について新たに定めた。

2点目、貸与の継続書類について、第5条において、これまでは2年間貸与する場合にあっては、申請書の提出は初年度のみであったが、これを年度ごとの提出に改める。これは、申請書の提出を求めることで、文書により修学生及び担当者の双方で継続する意向があるかについて確認するためである。

3点目、修学資金の分割返還について、第9条において、返還すべき日を経過しても返還しない場合の規定が今までなかったことから、分割返還すべき日の翌日から2か月を経過しても返還しないときは、一括して返還を求めることができると規定した。

以上3点である。

(石井委員) 2年目は借りない場合であっても、その旨の申請を行う必要があるのか教えていただきたい。

(荒田教育・保育課長) 3月末に翌年度も継続して貸与を受けるかどうかの意向を確認しており、継続の場合は申請書などの提出を求めるが、継続しない場合の申請は必要ない。

(梶委員) 本制度の利用者数について教えていただきたい。

(荒田教育・保育課長) 令和7年度には1人が利用している。

平成28年度の事業開始時から通算28人が利用し、返還免除が9人、市内の認定こども園を退職するなどにより返還した利用者が6人、市内の認定こども園などに勤務しており、返還猶予中の利用者が12人である。

(稲見委員) 返還しない場合について改正を行うということは、返還が滞っている状況にあるということであるのか教えていただきたい。

(荒田教育・保育課長) お見込みのとおりである。

(稲見委員) 令和8年4月1日から施行されるが、それ以前に制度を利用した人にも適用されるのか。

(荒田教育・保育課長) 令和8年4月1日以降に分割決定をした人が対象となる。

(大北教育長) 令和7年度末までは従来の方で対応し、令和8年度からはこのたび改正した手法で対応するというものでよいか。

(荒田教育・保育課長) お見込みのとおりである。これまでは返還期限までに返還されない場合の対応を規定していなかったことから、連絡を取ろうとした際には引っ越し等により利用者との連絡が難しい場合があった。今後は2か月返還されなければ一括返還を求めることができるようになることから、よりチェック機能を高めて対応していきたい。

(大北教育長) 本案件については補助執行に関するものであり、教育委員会での議決は行わず、市長名で交付されることとなる。

日程第10 協議事項24 三木市教育委員会特定個人情報等取扱規程の一部を改正する訓令の制定について

○田中教育総務課長が次のように説明した。

改正内容を説明する前に、その背景について説明する。

規程のタイトルにも含まれる「特定個人情報等」とは、個人番号、いわゆるマイナンバーそのものと、マイナンバーを内容に含む個人情報を指す。これらの特定個人情報等については、氏名や住所などの一般的な

個人情報よりも厳格な管理が必要であり、その利用目的も明確に定められている。

市長部局においては、マイナンバーを利用した事務及びマイナンバーに関係する事務を行うに当たり、特定個人情報等の適正な取扱いを確保することを目的に、三木市特定個人情報等取扱規程というルールを定めている。このたび、当該市長部局の規程について、表現及び内容を国が示すガイドラインに準拠したものとするため、規程の一部改正が行われた。

教育委員会においても三木市教育委員会特定個人情報等取扱規程を定めているが、市長部局の規程を準用しているため、市長部局の規定が改正されれば、それに合わせて教育委員会の規定も改正する必要が生じる。

これらのことを踏まえ、このたびの改正について説明する。

まず制定理由については、準用している三木市特定個人情報等取扱規程の一部改正に伴い、三木市教育委員会特定個人情報等取扱規程についても、所要の改正が必要であるためである。

次に、改正内容については、第2条において、準用元の三木市特定個人情報等取扱規程の条数が削減されたことに伴い、「第3条から第25条まで」となっているものを「第3条から第24条まで」に改めるものである。

続いて、施行期日については、令和8年4月1日である。

最後に、今後の予定としては、本日の協議を踏まえ、3月の教育委員会会議に議案を提出する。

日程第11 協議事項25 三木市教育委員会の保有する個人情報の適切な管理のための措置に関する規程の一部を改正する訓令の制定について

○田中教育総務課長が次のように説明した。

協議事項24は、マイナンバーを含む個人情報である特定個人情報等に特化した規程の一部改正であったが、本改正は、三木市教育委員会が保有する個人情報の適切な管理のための必要な措置について定める規程の一部改正である。

上位の法令である「個人情報の保護に関する法律」においては、第66条で、「行政機関の長等は、保有個人情報の漏えい、滅失又は毀損の防止その他の保有個人情報の安全管理のために必要かつ適切な措置を講じなければならない」と定められている。その具体的な措置について定

めたものが本規程である。

市長部局が定める「三木市の保有する個人情報の適切な管理のための措置に関する規程」について、このたび国の基準に準拠したものとするため一部改正が行われた。

教育委員会が定める「三木市教育委員会の保有する個人情報の適切な管理のための措置に関する規程」は、市長部局が定める規程を準用しており、市長部局の規定が改正されれば、それに合わせて教育委員会の規定も改正する必要が生じる。

これらのことを踏まえ、このたびの改正について説明する。

まず制定理由については、準用する「三木市の保有する個人情報の適切な管理のための措置に関する規程」の一部改正に伴い、所要の改正が必要となるためである。

次に、改正内容については、第2条において読み替えられる字句のうち、「最高情報セキュリティ責任者」を「総括保護管理者」に改めるものである。なお、「総括保護管理者」とは、教育委員会においては教育長を指す。

施行期日は、令和8年4月1日である。

最後に、今後の予定については、本日の協議を踏まえ、3月の教育委員会会議に議案を提出する。

日程第12 報告事項 三木市中央公民館等複合施設事業者選定に係るプロポーザル審査結果について

○大西生涯学習課長が次のように説明した。

第3回複合施設事業者選定審査委員会を2月10日に開催し、提案事業者2グループからの提案書に基づき、プレゼンテーション審査を実施した結果、「高松建設株式会社大阪本店」を代表企業とするグループを優先交渉権者に決定した。

今後の予定については、3月に審査講評の公開及び優先交渉権者との協議を開始し、基本協定の締結を行う。その後、5月には、設計施工に係る仮契約の締結を行い、6月の市議会定例会での議決を経て、本契約の締結を行う。

日程第13 報告事項 三木市教育委員会顕彰規則に基づく被顕彰者の決定について

○大西生涯学習課長が次のように説明した。

三木市教育委員会顕彰規則第4条の規定に基づき、三木市教育委員会被顕彰者を決定したので、三木市教育委員会の権限に属する事務の一部の教育長への委任等に関する規則第2条第2項第4号の規定により報告する。

被顕彰者は、5年以上にわたり公民館活動を通じて社会活動の振興などに貢献した別紙の4人である。

感謝状は、各公民館長を通じて贈呈する。

日程第14 報告事項 三木市教育委員会顕彰規則に基づく被顕彰者の決定について

○小池教育センター所長が次のように説明した。

三木市教育委員会顕彰規則第4条の規定に基づき、三木市教育委員会被顕彰者を決定したので、三木市教育委員会の権限に属する事務の一部の教育長への委任等に関する規則第2条第2項第4号の規定により報告する。

被顕彰者は5年以上にわたり、人の目の垣根隊の活動を行った別紙の16人である。

日程第15 報告事項 各課（室）の所管事項について

（1）教育総務課報告事項

○田中教育総務課長が次のように報告した。

第4回三木市教育振興基本計画検討委員会を1月26日に三木市中央公民館で開催し、事務局の提案内容のとおり承認された。

今後の予定は、「第4期三木市教育振興基本計画」（案）に対する意見の概要及び意見に対する市の考え方を2月24日に公表する。

（2）教育施設課報告事項

○大塚教育施設課長が次のように報告した。

学校施設の工事等の進捗状況について、1月定例会から変更のあった主な箇所について3点説明する。

1点目、緑が丘東小学校の校舎大規模改修工事については1月末に完了した。

2点目、緑が丘中学校及び三木東中学校の防犯対策施設整備工事（オートロック）については2月末に完了する見込みである。

3点目、吉川中学校についてはオートロックを整備しないことと

した。主な理由としては、令和12年度に吉川地域の小中一貫校設置を控えており、オートロックを整備したとしても利用が10年に満たず、整備費用に対する交付金を返還する必要があるためである。なお、実際に吉川中学校を訪れ、オートロックを整備しなくとも現状の管理で安全を確保できると確認したことを申し添える。

続いて、「中学校自転車通学者ヘルメット購入補助金」の廃止について説明する。

この補助金は、自転車通学者の通学の安全確保及び交通安全意識の高揚を図ることを目的とし、三木市立中学校に5月1日現在において在籍し、かつ、在籍する学校長の許可を得て自転車通学をしている生徒が対象である。補助額は、ヘルメット購入額のうち千円である。

廃止する理由としては、道路交通法が令和5年4月に改正され、全ての自転車利用者に対し、自転車用ヘルメットの着用が努力義務化されたことにより、自転車を利用する際は、年齢を問わずヘルメットを着用することとなったためである。

なお、3月頃に保護者へ「学校・家庭・地域をつなぐ連絡システムアプリ」等で周知する。

(3) 生涯学習課報告事項

○大西生涯学習課長が次のように報告した。

豊中市公民分館長視察交流会を1月24日に自由が丘公民館で開催した。豊中市では中央公民館の下位に分館があり、分館長は三木市でいう区長のような立場である。また、分館は小さい建物又は学校の空室などを利用して活動しているため、三木市の各公民館のように体育館がなく、三木市は非常に環境が整っているとのことであった。

令和7年度第2回三木市公民館運営審議会を2月18日に教育センターで開催した。その内容について説明する。

現在、三木市役所において全庁的に取り組んでいる開庁時間の短縮の協議状況について説明し、その中で公民館に影響のある貸館時間の短縮の内容について協議を行った。

主な変更点は、次の2点である。

1点目は、窓口の対応時間の変更である。職員の勤務時間は変わらないが、公民館の窓口の対応時間が午前9時から午後4時半まで

に変更となる。なお、午後4時半以降の窓口業務については、現在の午後5時からの対応と同様に三木市シルバー人材センターに委託する。

2点目は、貸館時間の短縮である。9月1日からは中央公民館、三木南交流センター、志染町公民館、細川町公民館、口吉川町公民館及び吉川町公民館の6館については、貸館等の利用がない場合は、午後8時以降については利用時間の終了をもって閉館することとなる。

以上の2点について説明し、意見聴取を行ったところ、おおむね承認を得た。3月にも公民館運営審議会を開催し、引き続き、意見聴取を行う。

最後に、今後の予定について、別所町公民館、志染町公民館及び口吉川町公民館において3月に文化祭を開催する。

(4) 図書館報告事項

○河端図書館長が次のように報告した。

「みきデジタルアーカイブ」の運用を1月21日から開始し、ホームページで資料4点を公開している。今後も順次追加していく。2月19日時点で閲覧回数が325回、閲覧人数は205人である。

1月4日から運用を開始した図書館アプリについては、2月18日時点で957のダウンロード数となっている。

最後に、福岡市の総合図書館において、警備員2人及び利用者1人が刺される殺人未遂事件が発生した。この件について、図書館内で情報共有し、複数人で対応するなどの注意喚起を行った。

三木市の図書館では、こうした事案は発生していない。ただし、男性職員は自分しかおらず、中央図書館については見回りを行っているが、青山及び吉川の図書館については女性しかいない。青山図書館については事案発生の際には青山公民館に連絡すること、吉川図書館については吉川町公民館と常に連絡を取って安全対策をするよう注意喚起を行った。

(大北教育長) 福岡市の事件についてはニュースを見た。令和7年度からは中央図書館に河端館長がいるので、少し安心している。

(5) 文化・スポーツ課報告事項

○大西文化・スポーツ課長が次のように報告した。

三木市展を1月29日から2月1日までかじやの里メッセみきで開催し、来場者は1,318人であった。令和8年度については会場を三木南交流センターに変更し、会期も11月26日から29日までに変更する。

三木市文化芸術賞選考委員会を2月9日に教育センターで開催した。候補者が1人いたが、選考の結果、令和7年については該当なしとなった。

歴史ウォークを2月15日に開催し、参加者は31人であった。

デザイン&アート三木染め形紙展～江戸時代の染形紙からの創作～を2月14日から3月8日まで堀光美術館で開催している。第29回岡本太郎現代芸術賞を受賞した現代アート作家で三木市在住の高田哲男氏も出展している。また、最終日の3月8日にはナイトミュージアムを開催する。

スポーツ賞・教育功労者表彰式を2月21日に教育センターで開催する。なお、令和8年1月定例会で報告した令和7年三木市スポーツ賞被表彰者について、氏名の漢字に誤りがあったことが判明したため、訂正する。

第31回みつきいふれあいマラソンを3月1日に三木総合防災公園で開催する。

(6) 学校教育課報告事項

○武内学校教育課長が次のように報告した。

学力向上対策委員会を1月26日に教育センターで開催した。「学びの主体性を育む学級・授業づくり推進研修」と合同開催したことにより、各校の研究推進担当者のほか、一般教員の参加もあった。

第3回学力育成プロジェクト会議を2月16日に教育センター及びオンラインで開催した。児童生徒及び教職員アンケートの結果に基づき、令和7年度の学力育成三木モデルの取組評価を行うとともに、令和8年度に向けた方向性について共通理解を図った。

第11回定例校園長会を1月30日に三木市役所で開催した。昨今のSNS上での生徒間暴力行為等の動画の投稿・拡散の事案により、重大な暴力行為やいじめを学校及び教育委員会が十分に把握できていないといった点への懸念が生じている。このため、国及び県から学校及び教育委員会に対し、SNS上における暴力行為等の動

画の投稿・拡散を受けた緊急の対応を要請する旨の通知を受け、市内学校長に通知を行った。

市立学校園造形作品展を2月7日から21日までオンラインで開催している。

(7) 教育センター報告事項

○小池教育センター所長が次のように報告した。

みっきいルームについて、フリースクールとのドッジボールなどの交流活動を実施した。また、スタッフ交流も行い、子どもの支援の方法などについて協議した。同様の取組は3月にも実施する。

令和7年度三木市立教育センター研究グループ発表会を2月27日に教育センターで開催する。单元内自由進度学習やチーム担任制、特別支援教育などのテーマについて、教職員が課題意識を持って取り組み、その発表を行う。

続いて、青少年センターについて報告する。

青少年補導委員人権研修会を1月17日に教育センターで開催した。「SNSの被害と加害」と題し、利用している青少年の心理などについて研修を深めた。

(8) 小中一貫教育推進室報告事項

○仲谷小中一貫教育推進室長が次のように報告した。

第1回吉川地域義務教育学校開校準備委員会全体会を3月11日に吉川町公民館で開催する。参加者は区長協議会4人、まちづくり協議会4人、就学前児童の保護者4人、小・中学校PTA各2人、地域協議会からの継続が2人、小・中学校校長及び教頭の合計23人である。内容については、今後の開校に向けた組織づくり及び今後の進め方、兵庫教育大学の安藤福光氏の小中一貫教育についての講演を行う。

(9) 教育・保育課報告事項

○荒田教育・保育課長が次のように報告した。

幼保小架け橋期のカリキュラム検討会議の第4回検討委員会を1月21日に教育センターで開催し、「1年生が安心して学校生活をスタートするために」というテーマで協議した。検討委員会はこれが最後の開催であり、3月定例会で令和7年度のまとめを報告する

三木市教育委員会指定 就学前教育・保育研究会を1月28日に市民活動センターで開催し、参加者は42人であった。研究推進園として、えびす認定こども園が「共に育ちあうために～一人一人の育ちに視点を当てた保育を考える～」というテーマで2年間研究した成果を発表した。

アフタースクール支援員研修会を1月28日に教育センターで開催し、参加者は42人であった。園田学園大学教授の原田旬哉氏が「アフタースクールにおける不適切なかかわりと適切な支援とは～『指導』から『支援』へ～」をテーマに講演した。

修了式及び卒園式について、三樹幼稚園、自由が丘幼稚園及び別所認定こども園が3月19日、志染保育所が3月26日にそれぞれ開催する。

日程第16 その他 なし

日程第17 次回定例会の開催日程について

教育長が、次回の教育委員会定例会の開催について諮り、令和8年3月13日午後2時から開催することを決定した。

閉 会

教育長が、令和8年2月三木市教育委員会定例会の閉会を宣言した。

【令和8年2月三木市教育委員会定例会会議録】

教育長

署名委員

署名委員

記録者
